

第74回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年から始まったこの運動は、国民の皆様のご賛同を賜り、今年で74年目を迎えました。

情報通信技術の進展などにより、私たちのライフスタイルは急速に変化し、飛躍的に便利になりました。一方で、人と人とのつながりが希薄化し、望まない孤独や社会的孤立などの問題も生じています。様々な「生きづらさ」は、私たちの誰もが抱える問題であり、ときに犯罪や非行という形となって私たちの社会に影を落とすこともあります。

多様な背景を持つ人々が、お互いのことを理解しながら、共に支え合うことができるよう、包摂的な地域社会の実現を目指すことが重要です。保護司をはじめとする更生保護ボランティアの方々、地域の方々の幅広い御理解と御協力をいただきながら、全ての国民がそれぞれの立場において力を合わせることで、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築いてまいりましょう。

「人は変わる」ということを信じ、人が「変わっていく時間」を希望を持って受け止めるとともに、本運動の社会的意義や更生保護ボランティアの存在・役割について御理解いただき、「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」のもと、本運動に御参加いただきますようお願いいたします。

内閣総理大臣

岸田文雄



“社会を明るくする運動”に 県民の皆様の御協力を

法務省主唱の「社会を明るくする運動」は本年度で74回目を迎えました。

この運動は、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指し、毎年7月を強調月間として全国的に展開されてまいりました。本県においても、多くの関係機関・団体の御理解と御支援によって運動の趣旨が広く県民に浸透してきており、これまで県内各地域において、啓発活動、街頭活動、講演会といった様々な活動が展開されるなど、回を重ねるごとに地域に根ざした成果を挙げてまいりました。

犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱える場合が多く、その立ち直りには地域の支えが必要です。コロナ禍を経て、人と人とのコミュニケーションが希薄化している中、こうした方々に対して温かく手を差し伸べ、立ち直りを支えていく取組を社会全体で推進していくことが、今後ますます重要となってまいります。

国においては「第二次再犯防止推進計画」で、国・地方公共団体・民間協力者等が連携し、地域において対象者の主体性を尊重しながら、息の長い支援により、再出発を図ろうとする人を受け入れることのできる包摂的な社会の実現を目指していくこととしております。

県といたしましても、福島県総合計画において「多様な人々が共に生きる社会の形成」「援助を必要とする人を支え、安心、やさしさを実感できる社会の実現」を主要施策に掲げるとともに、福島県再犯防止推進計画の基本方針「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関・団体を始め、県民の皆様と一体となって様々な取組を進めてまいりますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。

令和6年

“社会を明るくする運動” 福島県推進委員会委員長

福島県知事 内堀 雅雄